

(様式1-3)

一般財団法人女性労働協会

会長 岩田 三代 殿

令和 年 月 日

令和4年度 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業
助成申請にあたっての留意事項 誓約書

- 1、申請した事業に係る経費については、他の給付金や助成金を併給していないことを誓約します。
※雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定に基づく雇用関係助成金を除く。
- 2、助成決定は、助成金の交付を確約するものではなく、完了報告において、事業内容もしくは経費が申請内容と異なる場合、助成金の一部またはすべてを交付しない場合があることを承諾します。
- 3、助成決定の通知を受けた場合は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管します。
- 4、助成金の交付を受けた場合は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理します。
- 5、申請書類の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。助成金交付後に発覚した場合は、速やかに助成金を全額返還します。
- 6、助成決定後、くるみん認定・くるみんプラス認定・プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を辞退、または取り消された場合は、速やかに報告し、申請を取り下げます。報告が助成金交付後であれば、全額を返還します。なお、報告せず別途発覚した場合も指示に従い、助成金を全て返還します。
- 7、助成金交付後、経費の支出などを確認するため、女性労働協会職員による調査を行う場合があることを承諾します。

令和4年度中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業の申請を行うにあたり、上記留意事項を理解し、遵守することを誓約します。

事業主名

所在地

代表者

印